

## コエンザイム Q10 の食品健康影響評価に関する委員会への報告について（案）

## 1. はじめに

食品安全委員会は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第3項の規定に基づき、コエンザイムQ10に係る食品健康影響評価（平成17年8月22日付け厚生労働省発食安第0822001号）について意見を求められた（平成17年8月22日、関係書類を接受。）。

新開発食品専門調査会は、委員会から、コエンザイム Q10 の安全性の評価を行うための疑問点及び指摘を専門的な見地から整理し、委員会に報告することを求められた。

## 2. 専門調査会における検討概要

第 29 回新開発食品専門調査会において、コエンザイム Q10 の安全性の評価について検討した結果、専門委員からの主な意見は次のとおりであった。

- (1) 厚生労働省では、コエンザイム Q10 のような医薬品及び食品に用いられる成分に関して、医薬品として摂取する場合と食品として摂取する場合のそれぞれの摂取量をどのように整理し規制しているのか明確にする必要がある。
- (2) 厚生労働省は、2 例の健康被害報告を理由の一つとして、摂取目安量の上限値等を示すための食品健康影響評価を要請している一方で、これらの健康被害とコエンザイム Q10 の摂取との間の因果関係は不明であると結論づけている。このように科学的情報が不足している中で、緊急に摂取目安量の上限値等を示す必要性を明らかにする必要がある。また、上限値を示した場合には、この上限値を法令で定める規格または業界自主基準とする等、厚生労働省が行う予定のリスク管理を明確にする必要がある。
- (3) コエンザイム Q10 は、人の生体内で合成される成分でエネルギー代謝に関与する補酵素であるため、大量又は長期間継続的に摂取した場合、生体内における合成・代謝系等に与える影響に関する科学的情報は、評価の上で必須の情報である。厚生労働省が報告するように、現在、これらに関する情報が存在しないならば、要請にあるような摂取目安量の上限値等を示すための食品健康影響評価を行うことは困難である。
- (4) コエンザイム Q10 は、水に溶けにくく体内に吸収されにくい物質であるが、近年これを含むいわゆる健康食品の中には、当該物質の吸収性を改良した製品が流通している。当該物質の安全性を評価する場合には、製品によって吸収性が異なることから、体内動態が異なると考えられ、コエンザイム Q10 の一括した評価ではなく、個別の製品について評価する必要がある。